

サウディアラビア、クウェイトの石油産業構造

エネルギー動向分析室 客員研究員 宮崎和作

はじめに

世界原油埋蔵量の約4分の1に当る2,642億バレルの原油確認可採埋蔵量¹を有し、予見し得る限りの将来にわたって世界最大の石油輸出国であり続けると見られるサウディアラビアは、その国際協調的政治姿勢と穏健な石油政策に加え、基本的に極めて親日的であることとも相俟って、わが国エネルギー安全保障の観点から中東諸国の中では最重要国と位置づけられる。

わが国とサウディアラビアは長年にわたり、石油のみならず他の種々の面においても経済的に強固な相互補完関係 “Reciprocal security relations” を築き上げて来ており²、「両国は互いが互いを必要とし合う関係にある」³。わが国とサウディアラビアとの間では、40年余にわたりアラビア石油が『サウディアラビア・クウェイト中立地帯(現・分割地帯)』において操業を続けて来たばかりでなく、結果的に実現こそしなかったが、両国間で石油下流部門における合併事業取組みに向けた話合いが2度にわたって持たれたこともある。わが国にとっては実質上、サウディアラビア抜きエネルギー安全保障は考えられないとして過言ではない。

一方クウェイトについては、これまでのわが国の対中東戦略におけるその重要度、湾岸産油国の中での同国のわが国にとっての戦略的プライオリティーは、サウディアラビアやイラン、アラブ首長国連邦のそれに比し決して高いとは言えなかった。しかしながら、わが国とクウェイトの間には、サウディアラビアと同様、アラビア石油の長年にわたる存在がある上に、かつて1960~70年代にはクウェイト原油がわが国輸入原油の主流を占め、その頃に建設された国内製油所の多くが同原油をベース・クルードとして設計されていたという、歴史的に極めて緊密な関係もあった。

また、アラビア石油が2002年12月にクウェイトとの間で締結した技術サービス契約、長期原油売買契約を通じて今もアクセスを保有し続ける、分割地帯における25億バレルを超える原油可採埋蔵量と数兆立方フィートにのぼる天然ガス埋蔵ポテンシャル

¹ U.S. Department of Energy, Energy Information Administration “Saudi Arabia Country Analysis Brief (2003年12月) 旧・中立地帯におけるサウディアラビア半権益を含む。

² ヒシャーム・ムヒエッディン・ナーゼル前・サウディアラビア石油鉱物資源相がしばしば公に標榜し、当時の閣僚会議の共通認識でもあったとされる。

³ 同国アリ・ビン・イブラヒーム・アル・ナイーミ現・石油鉱物資源相 (2000年2月来日の際の、深谷隆司通商産業大臣(当時)との夕食会での発言)

を擁するクウェイト半権益⁴は、中規模産油国 1 国のそれにも匹敵する大型権益であり、それ故に、わが国にとってクウェイトが有する相対的価値は過小評価すべきものではない。

． イスラームと天然資源

イスラームを国家の礎とする国々においては、自国領内に存在する膨大な天然資源はアッラーの神が下し給うた御恵みであり、そこからあがる富はアッラーの民たる国民に与えられたもの、とされる。そしてその富を広く公正に自国民が分かち合えるよう、資源を最大限有効に利用、運用し管理するのが国家の責務との考えに立ち、多くの国々において、すべての天然資源は国家に帰属するものと法が定めている。

従って、これら諸国の指導者達にとっての石油やその他の天然資源に関する基本的な思想は、アッラーの御心を体し短期的にも長期的にも可能な限り、天然資源からの収益を極大化し自国、自国民に還元することにある。そして、このような考え方は、石油価格決定権の帰属、石油産業国有化、石油関連産業における自国民雇用優先の原則から、先進諸国の石油・ガス税制への反発、反対に至るまで、イスラーム世界産油国の石油政策の淵源であり、その論理的バックボーンともなっている。

また一方において、寛容にして平和を希求する宗教とされるイスラームの世界にあって、その盟主を以って自ら任ずるサウディアラビアは、その持てる天然資源を世界経済の持続的成長のために役立たせ人類の福祉に貢献することを自らに課せられた責務とし、輝ける将来への挑戦であるとの強い認識を有している⁵。

． サウディアラビアの石油産業構造

- 1 . サウディアラビアにおける天然資源の帰属

サウディアラビアでは、1933 年来同国内で石油利権操業を続けて来ていた米国の石油会社『アラムコ』の親会社、『アラムコ 4 社』⁶とサウディアラビア政府との間に 1980 年、アラムコ国有化合意が成立したのを受け、1986 年、「サウディアラビア王国内に賦存するすべての炭化水素資源開発に関する権益を独占的にアラムコに付与する」旨のファハド国王勅令が発せられた⁷。この権益は、1988 年に誕生した国営石油会社、『サウディアラビア石油会社』(The Saudi Arabian Oil Company、略称『サウディ・アラムコ』、“ Saudi Aramco ”)

⁴ 『サウディアラビア・クウェイト中立地帯』、『分割地帯』、『半権益』については後章に詳述。

⁵ アリ ビン・イブラヒーム アル・ナイーミ サウディアラビア石油鉱物資源相 (2003 年 12 月、米国ワシントンでの「LNG サミット」基調演説 Saudi Gazette 2003 年 12 月 20 日)

⁶ 『アラムコ』(“Aramco”)とは、Arabian American Oil Company の略称で、米国デラウェア州法人。『アラムコ 4 社』とは、その創設・参入順にシェブロン、テキサコ、エクソン、モービルの 4 社を指す。

⁷ The Saudi Arabian Oil Company “Saudi Aramco and Its World – Arabia and the Middle East” (Dhahran, Saudi Arabia; 1995)

に引き継がれた。

さらには、1992 年 3 月に制定された、実質的にサウディアラビア初の成文憲法とも評される『統治基本法』の第 4 章第 14 条において、「王国内の地中、地表上または領海上ならびに王国の権益が及ぶ陸海上のすべての富ならびにその富のすべての資源は、法令の定めるところに従い、国家に帰属する」ことが明文化された⁸。

しかし、上記の 1986 年勅令公布当時サウディアラビア・クウェイト分割地帯（旧・中立地帯）海陸上区域においてサウディアラビア半権益に基づきそれぞれ操業中であったわが国のアラビア石油、米国のサウディ・テキサコ両社の石油利権は、新法制の適用対象外とされた。両社の利権協定は 1940 1950 年代に締結された、生産物が利権保有者の外国企業に帰属する伝統的な『100%権益付与』型利権の考え方に基づいていたが、その後アラビア石油の利権協定が 2000 年 2 月末に失効したのに対し、サウディ・テキサコは現在も基本的に原利権協定下で 100%権益操業を継続している。

上述のように一旦サウディ・アラムコに与えられた国内炭化水素資源開発に関する排他的権益に関しては、国際石油会社の参入を前提とする『天然ガス・イニシャティブ』計画（“Natural Gas Initiative” - 後章に詳述）の実施が決定されたことに伴い 2001 年 2 月に公布された勅令⁹により、「石油を除くすべての炭化水素資源開発上流部門操業」および関連する「協定、契約締結」はサウディ・アラムコの手を離れ、同年 1 月に設置されたばかりの最高石油鉱物資源問題評議会¹⁰（“The Supreme Council for Petroleum and Mineral Affairs” SCPM）の直轄下に移管された。しかし、石油、天然ガスなど、プロジェクトの果実は参画外国企業の所有とはされず、サウディアラビア政府に帰属することとなっている。

なお、最高石油鉱物資源問題評議会の構成は、表 1 に示すとおりである。

⁸ 日本サウディアラビア協会報 第 158 号（1992 年 3 月）

⁹ ヒジュラ暦 1420 年 11 月 10 日付 勅令第 A/240 号（西暦 2000 年 2 月 17 日公布）
（Middle East Economic Survey 2000 年 2 月 21 日）

¹⁰ ヒジュラ暦 1420 年 9 月 27 日付 勅令第 A/212 号により設立（西暦 2000 年 1 月 4 日公布）
（同日付 サウディアラビア王国官報『ウンム・アル・クラ』 翻訳・アラビア石油株式会社）

表 1. サウディアラビア最高石油鉱物資源問題評議会
(The Supreme Council for Petroleum & Mineral Affairs - SCPM)

議長	ファハド イブン・アブドルアジーズ アル・サウード (2 聖モスクの守護者にして国王、首相)
副議長	アブダッラー イブン・アブドルアジーズ アル・サウード (皇太子、第 1 副首相、国家警備隊司令官)
第 2 副議長	スルターン イブン・アブドルアジーズ アル・サウード (王族、第 2 副首相、国防航空相)
評議員	サウード アル・ファイサル アル・サウード (王族、外相)
同	ガズィ アル・ゴセイビ博士 (水・電気相)
同	ムトリブ ビン・アブダッラー アル・ナフィースィー博士 (無任所国務相、最高石油鉱物資源問題評議会事務局長)
同	ハーシム ビン・アブダッラー ヤマーニ博士 (商工相)
同	アリ ビン・イブラヒーム アル・ナイーミ (石油鉱物資源相、サウディ・アラムコ会長)
同	イブラヒーム ビン・アブドルアジーズ アル・アッサーフ博士 (財政相)
同	カーリド ビン・ムハンマド アル・ゴセイビ (経済企画相)
同	サーレハ ビン・アブドルラハマーン アル・アーディル博士 (アブドルアジーズ国王科学技術都市財団総裁)
同	アブダッラー ビン・サーレハ ジュマア (サウディ・アラムコ社長兼 CEO)

出典： サウディアラビア王国官報 『ウンム・アル・クラ』(2003 年 11 月 29 日)
(Middle East Economic Survey 2003 年 12 月 8 日)

- 2 . 近代中東石油産業史におけるサウディアラビアの位置

世界石油産業の歴史を中東産油国の側から見ると、1960 年代に至るまでの約半世紀にわたって、世界の石油は『セブン・シスターズ』(“The Seven Sisters”、いわゆる 7 大国際石油会社のこと。“Major Oil Companies”とも呼称。)を中核とする「欧米先進国産政複合体による石油産業支配と収奪」¹¹の下にあった。因みに、当時の『セブン・シスターズ』とは、下記の 7 社を指した¹²。

- ・ ガルフ石油 (Gulf Oil Corporation)
- ・ ロイヤル・ダッチ・シェル・グループ
(Royal Dutch/Shell Group of Companies)
- ・ カリフォルニア・スタンダード石油
(Standard Oil Company of California – Socal、後の Chevron)
- ・ ニュージャージー・スタンダード石油
(Standard Oil Company (New Jersey)、後の Exxon)
- ・ ソコニー・モービル石油 (Socony Mobil Oil Company, Inc.、後の Mobil)
- ・ テキサコ (Texaco Inc.)
- ・ 英国石油 (The British Petroleum Limited – BP)

これらの内、ガルフ石油は 1984 年にシェブロンに吸収合併されて消滅、その後の世界石油産業再編成への端緒となった。また、エクソンとモービルは 1999 年 11 月、シェブロンとテキサコは 2001 年 10 月にそれぞれが合併し、今や『スーパー・メジャー』と称される“ExxonMobil”、“ChevronTexaco”となった。かつての『セブン・シスターズ』は現在、これら 2 社にロイヤル・ダッチ・シェル、BP、トータル(Total、旧・フランス石油と Elf Aquitaine、ベルギーの Petrofina が合併したもの)を加えた 5 社に変容し、『ビッグ・ファイブ』(“The Big Five”)と呼ばれるに至っている。

時に 1950 年代後半、第 2 次世界大戦終結以来ユーゴスラビアのチトー首相(Josip Broz Tito、後に大統領)が提唱し推進して来た、列強先進国に組しない非同盟主義の考え方に刺激されて芽を吹いた第 3 世界のアイデンティティーのめざめと民族自決への動きが中東産油国においても顕在化しつつあった。

サウディアラビアのサウード ビン・アブドルアジーズ アル・サウード第 2 代国王の下で財政経済省石油鉱物資源局長を務める一方で、ガマル・アブドルナーセル(ナセル)・アラブ連合(エジプト)大統領によるスエズ運河国有化政策に傾倒していたアブダッラー

¹¹ Leonard Mosley “Power Play” (Random House, 1973) ほか。1950 年代後半、民族主義者で知られたサウディアラビアのアブダッラー・タリーキ財政経済省石油鉱物資源局長(当時)がしばしば用いた表現として人口に膾炙、数多くの書籍、論文、講演などに引用される。

¹² アンソニー・ Sampson 「セブン・シスターズ」 (日本経済新聞社、1976)、および
ダニエル・ヤーギン 「石油の世紀 支配者たちの興亡」 (日本放送出版協会、1991)

タリーキ（1960年、初代石油鉱物資源相に就任）は「わが国の石油産業はわが国の支配下になく、外国企業に支配されている」とし、「アラムコに対する政府の支配権を拡大するとともに、同社の利益配分に政府がより大きく関与すべきこと」を主張した¹³。このことが1960年、タリーキ局長とベネズエラ石油相ペレス・アルフォンソの主導の下でサウディアラビア、クウェイト、イラン、イラク、ベネズエラの5カ国による『石油輸出国機構』(Organization of Petroleum Exporting Countries OPEC)の創設となって結実し、ひいては後年の諸産油国政府による自国内石油操業への経営参加、事業国有化への動きに繋がって行った。

OPECの存在がいわば時代の要請として次第に国際的認知を得るにつれ、1960年代後半に向けて産消間に供給者・需要者としての相互認識が生まれ、とくに国際石油会社は産油国と消費国とを結ぶ『よき仲介者』("a bona fide middleman")として新しく生まれ変わる道を探求し始めた¹⁴。しかしながら時は味方せず、1950年代後半から1970年代にかけて世界石油産業に押し寄せた石油産出国におけるナショナリズムの台頭と、外国企業が産油国に保有する石油権益の接收、事業国有化という大きな変革の波が、米ソ両超大国の中東産油国を巻き込んだ覇権争い、2度にわたる中東戦争などと相俟って、対決と不和の1970年代をもたらした。

この間、イスラーム世界の盟主サウディアラビアは、名君ファイサル・ビン・アブドルアジーズ・アル・サ우드第3代国王が欧米先進諸国に『石油武器』を突きつけてイスラエル・パレスチナ問題の解決とエルサレムの国際管理を迫る一方、親米・親西欧を基調とするその政治姿勢に則って、対国内石油操業会社関係にあっては穏健な『交渉・参加』型改革を推し進め、段階的に国有化に至る道を選択した。

1971年2月、サウディアラビア、クウェイト、帝政イランを含む湾岸産油6か国とニュージャージー・スタンダード、ロイヤル・ダッチ・シェル、フランス石油など、湾岸地域で操業する国際石油会社13社との間で、原油価格変更のルールと新しい利益配分比率を定める『テヘラン協定』が締結された。これは、後のサウディアラビア主導による『石油武器』の使用に先立ち、国際石油会社が握っていた原油価格と利益配分率に関する決定権を実質的に産油国の手に移転させたものとして画期的な意義を持つものであった¹⁵。わが国のアラビア石油は同協定そのものには参加しなかったが、サウディアラビア、クウェイト両国政府との間で、利権協定条件変更の形での同様内容の個別合意に達した。

『テヘラン協定』に引き続き、1972年1月の『ジュネーブ協定』、1973年6月の『新ジュネーブ協定』(あるいは『ジュネーブ協定』)によって、1971年夏の金・ドル兌換停止措置(いわゆる『ニクソン・ショック』)に端を発する通貨変動がもたらした産油国石油

¹³ ジェフリー・ロビンソン 「ヤマニ - 石油外交秘録」 (ダイヤモンド社、1989)

¹⁴ Allan Ritchey (Northwestern University "Petroleum Economics Seminar - 1972" 『国際石油パネル』での発言、1972年4月)

¹⁵ アラビア石油株式会社 『湾岸危機を乗り越えて - アラビア石油35年の歩み』 (1998)

収入の実質目減りを補填するための油価引き上げについて、産油国・石油会社間に合意が成立した。これらの協定の交渉プロセスにはアラビア石油が当事者として参加した¹⁶。

これらの合意形成の過程で、サウディアラビアのファイサル国王はイラン皇帝シャー・ムハンマド・パハラビ（パーレビ）と緊密に連繫を保ち、極めて大きな役割を果たした。

『ジュネーブ協定』成立後すぐ、サウディアラビアのアハマド・ザキ・ヤマーニ石油鉱物資源相（1962年3月就任）がアラムコ4社に呼びかけ、両者の間で政府によるアラムコへの経営参加（“Participation”、事業参加ともいう）についての交渉が始まった。交渉はほぼ1年間をかけて行われ、同年12月、政府の25%経営参加に合意する『リヤード協定』が成立、調印された¹⁷。

このような中で、1970年代に世界を襲った2度の『石油ショック』が消費国経済に大きな打撃を与えたのみならず、その直後の国際石油市場における供給過剰、価格低迷が産油国経済をも直撃し、産油国・消費国の双方はこのことから大きな教訓を得ることとなった。即ち、1970年代末から1980年代にかけ、イラン革命、イラン・イラク戦争に起因する世界最重要産油地域の政情不安とその後続いた世界石油不況は、将来の石油需給への潜在的な不安感を広く国際社会に植えつける結果を招き、1980年代に入って産油国・消費国双方に対決よりも話し合いを求める気運と土壌が生まれた¹⁸。

このようにして1980年代を通じ続けられた産消対話、相互理解への努力は1990年代になってようやく実を結び、世界の石油産業は対話と協調の時代に入って行った。2000年に至るや時代はそれをさらに超え、サウディアラビア、イラン、クウェイトを含む多くの中東産油国がその石油・天然ガス上流部門を何らかの形で外国石油会社に再開放し、国際社会との利害共有、共存共栄を追求する世を迎えている。

サウディアラビアの『2聖モスクの守護者にして国王』ファハド・ビン・アブドルアジーズ・アル・サ우드¹⁹は1999年11月、「世界はグローバル化に向いつつある。サウディアラビアにとっても、遅れをとることはもはや許されない。」と、国民に向け呼びかけている²⁰。

¹⁶ 同上

¹⁷ 同上

¹⁸ Melvin A. Conant・宮崎和作（“Geopolitics of Energy Panel”での発言、Washington, D.C., 1984）「平成4年度石油流通合理化調査報告書 -- 中東主要産油国の石油産業組織・人物と今後の石油政策に関する調査」に引用、所載（中東協力センター、1993）

¹⁹ “The Custodian of the Two Holy Mosques, King Fahd bin Abdulaziz bin Abdulrahman Al-Saud”が通常英文で表示されるファハド・サウディアラビア国王の公式タイトルとフル・ネーム。和文では『2聖モスクの守護者にして国王 ファハド・ビン・アブドルアジーズ・ビン・アブドルラハマーン アル・サ우드』が一般的に使われるが、必ずしも定訳はない。なお、『ビン・アブドルアジーズ・ビン・アブドルラハマーン』は『イブン・アブドルアジーズ イブン・アブドルラハマーン』とも表記される。

²⁰ U.S. Department of Energy, Energy Information Administration “Saudi Arabian Energy Oil Information” (2002)

- 3 . サウディアラビアの石油政策と石油産業機構

サウディアラビアの石油、天然ガス、鉱物資源ならびに石油化学産業に関する政策 生産計画、投資計画、当該国営企業経営方針、同主要人事、価格政策など は、国王が議長を務める『最高石油鉱物資源問題評議会』において策定、裁可され、国王による勅令の公布を以って発効する。個々の政策を適正かつ効果的に実行、実施する権限と責任は、石油、天然ガス、鉱物資源部門についてはサウディアラムコ会長を兼ねる石油鉱物資源相が、また石油化学産業部門については商工相が、それぞれ有している。

サウディアラビア石油政策の根幹が、その莫大な石油収入を国家の利益と国民の福祉に最大かつ効果的に資することにあるのはいうまでもない。その具現のひとつがアブダラー・ビン・アブドルアジーズ アル・サ우드皇太子・第 1 副首相の掲げる、非石油部門産業振興と中小規模工業育成による産業基盤の拡大、次世代のための雇用機会創出に石油収入を最大限に活用することである²¹。また、原油、石油製品を専ら輸出に振り向け石油収入の極大化を図る一方で、天然ガスの輸出を規制し専ら国内発電・造水事業向け燃料、その他産業用原燃料に特化しようとする現下の石油・天然ガス政策も同様であろう。さらにはアル・ナイーミ石油鉱物資源相が 1999 年 10 月、サウディアラビア石油政策の最重要目標のひとつとして、「世界第 1 位の原油埋蔵量に加え、世界最低の原油生産コスト、極めて低い石油発見コスト、大規模余剰原油生産能力と自国の安定した政治経済システムを背景に、世界石油市場の安定維持と石油価格乱高下の防止」に資することを挙げている²²。

現在のサウディアラビア石油産業は、石油鉱物資源省の全般的監督、指揮の下、法により国内石油上下流部門について独占的権益を付与された国営統括石油会社、サウディ・アラムコを中核とするアラムコー貫操業グループ企業群と、分割地帯陸上区域において独立して石油利権操業を行うサウディ・テキサコ、そして 2003 年 11 月から 2004 年 1 月にかけて新たに同国南東部における天然ガス探鉱開発契約を付与されたロイヤル・ダッチ・シェル、トータル、アラムコの 3 社合弁によるガス操業グループと、大きく分けて 3 層構造から成る。

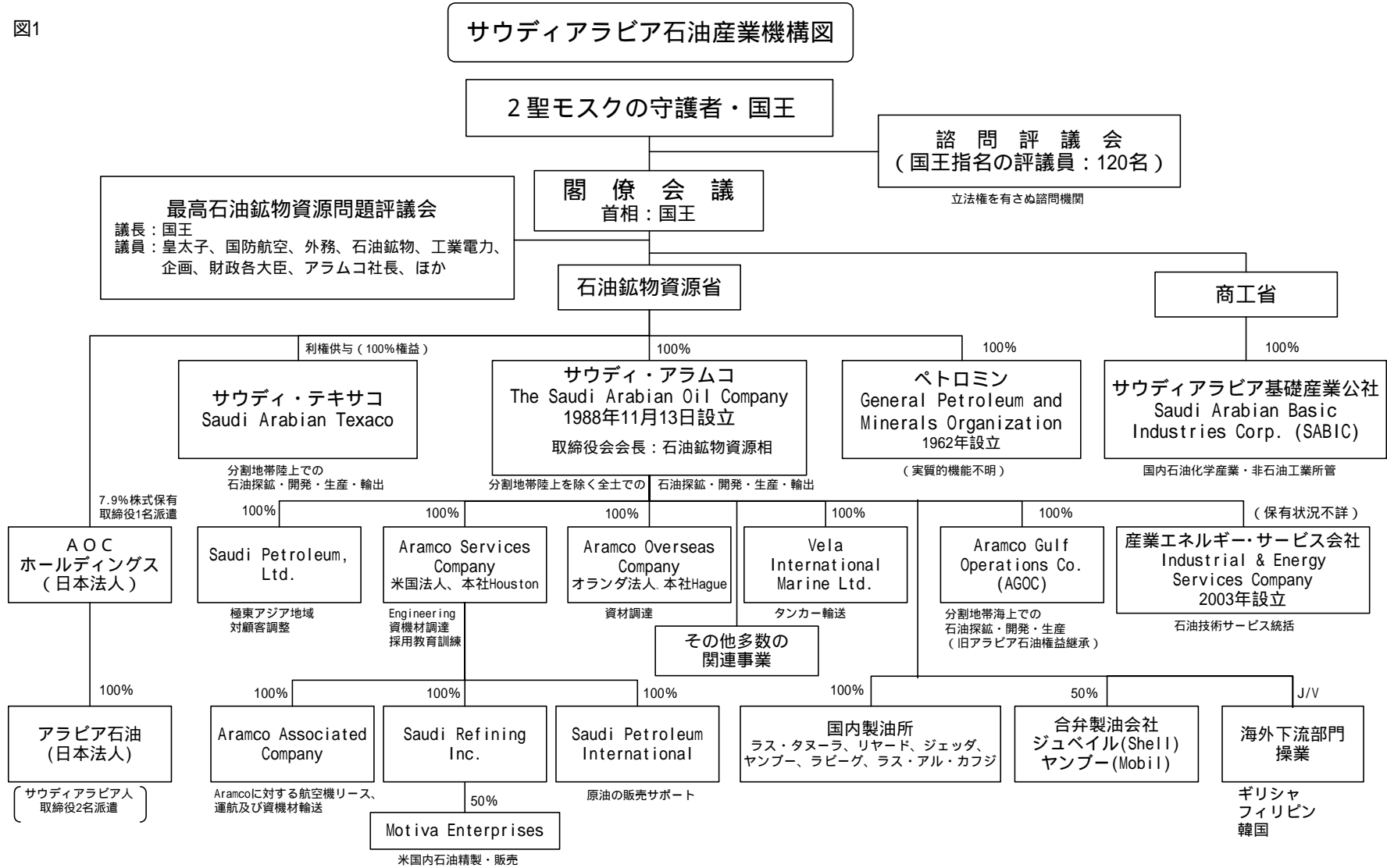
因みに、2000 年 2 月に旧石油利権協定が失効するまでのわが国アラビア石油は、サウディ・テキサコと同じ立場に属した。なお、石油鉱物資源省は、同協定失効後もアラビア石油の持株会社、AOC ホールディングスの株式 7.9%を保有し、両社取締役会に同省が指名する取締役を派遣し続けている。

サウディアラビア石油産業機構の詳細は図 1 に示すとおりである。

²¹ アリ・ビン・イブラヒーム アル・ナイーミ サウディアラビア石油鉱物資源相 「LNG サミット」基調演説 (前出)

²² U.S. Department of Energy, Energy Information Administration “Saudi Arabia Country Analysis Brief (2003 年 12 月)

図1



- 4 . サウディアラビア石油産業概史

サウディアラビアの石油産業は1933年5月29日、カリフォルニア・スタンダード石油会社 (Standard Oil Company of California – Socal) が、当時既にイラクで石油を発見し操業中であった英国系のイラク石油会社 (Iraq Petroleum Company - IPC) との競争を経て、東部沿岸地域において石油を探鉱、開発、生産、処理し、石油および石油製品を搬送、輸出する排他的権利を同国建国の父にして初代国王アブドルアジーズ ピン・アブドルラハマーン アル・サ우드 (俗称『イブン・サ우드』) から獲得し、同社操業子会社のケイソック社 (California Arabian Standard Oil Company – Casoc) が1938年3月、ほぼ5年にわたって失敗を繰り返した探鉱試掘活動の後、ダンマーム第7号井で石油を発見したことを以ってその嚆矢とする²³。

この間、中東他地域やインドネシアで生産する原油の市場を必要としていたソーカルと、石油製品販売力に比し原油供給ソースが不足したテキサス社 (The Texas Company、後の『テキサコ』) が、東半球のスエズ以東ハワイに至る地域に両社が保有する石油・天然ガス市場権益のすべてを1936年に統合し、50/50の合弁操業子会社、カルテックス社 (California Texas Oil Company – Caltex) に集約していたことから、テキサス社はケイソック社保有のアラムコ権益の50%を自動的に取得した。

1944年1月31日、ケイソック社はその社名を『アラビアン・アメリカン石油会社』 (“Arabian American Oil Company” — “Aramco”) と改称し、今や世界最大の石油会社となった『アラムコ』がここに誕生した。

1948年は、サウディアラビアにとってもアラムコにとっても特筆すべき年となった。それは即ち、同年11月、ニュージャージー・スタンダード石油会社 (Standard Oil Company (New Jersey) – 後のエクソン) とソコニー・バキューム社 (Socony Vacuum Oil Company – 後のモービル) がアラムコの株式をケイソック社から譲り受けて参入を果たし、後年に至る『アラムコ4社』体制を確立したことにある。この後1980年代に入るまで、アラムコによる石油操業は急速に成長を続け、原油生産能力は年率19%で拡大した。1980年にはその生産量が1,000万BDに到達した²⁴。

時代は遙かに下って2004年2月24日、米国ワシントン特別区にある戦略国際研究センター (The Center for Strategic A International Studies – CSIS) が開催したサウディアラビア石油・エネルギー資源の将来に関するセミナーにおいて、サウディアラムコ幹部が「サウディ・アラムコによる今後50年にわたる石油供給シナリオ」と題して講演し、同社が将来にわたって世界市場における信頼され得る原油供給者であり続ける意思と能力を有すること、そしてその原油生産能力が1,000万BD、1,200万BD、1,500万BDのいずれの水準にあっても2054年を優に超えて持続可能なものであることを内外に表明し

²³ Arabian American Oil Company “Aramco and Its World – Arabia and the Middle East” (Washington, D.C., 1980)

²⁴ The Saudi Arabian Oil Company (前出)

た。

1962年11月、同年3月に就任したばかりのアハマド・ザキ・ヤマーニ石油鉱物資源相のイニシャティブによって同国初の国営石油会社、『石油鉱物資源公団』（『ペトロミン』、General Petroleum & Minerals Organization – Petromin）が設立された。しかしながら同社は、約25年にわたって国内石油精製事業や外国政府との政府間石油取引（“G-to-G Oil Deals”）、外国企業との直接石油取引（“Direct Oil Deals”、いわゆる『DD原油』取引）に関与したものの、実質的に国営石油会社としての戦略的效果を十分に発揮し得たとは云い難い。

サウディアラビアによる国内石油操業への経営参加（“Participation”）に向けての動きは、『ジュネーブ協定』が成立してすぐ後の1972年1月、ヤマーニ石油相がアラムコ4社代表に同国政府によるアラムコへの経営参加を求める交渉を呼びかけたことに始まる。交渉はほぼ1972年を通じ約1年弱にわたって行われ、途中からアブダビ、クウェイト、カタール各国政府と関係石油会社も参加して続けられた結果、同12月、これら政府による各関係石油会社への25%経営参加と参加比率の段階的引き上げに合意する『リヤード協定』が成立した²⁵。

一方、クウェイトでは『リヤード協定』合意を超えて、1974年1月、わが国アラビア石油利権をも含むすべての国内石油操業への60%経営参加が実行されたばかりか、その後すぐ参加から国有化へと時代が急速に進行した。それに対しサウディアラビアにおいては、1976年にアラムコ国有化に関する原則合意がなされたものの何故か正式協定調印を見ることのないまま、一介のオフィス・ボーイから昇進の階段を着実に歩んだアリ・ビン・イブラヒーム・アル・ナイーミ（現石油鉱物資源相）がアラムコ史上サウディアラビア人として初めて社長に就任するなど、日々の操業・経営管理体制のサウディアラビア化が実質的に着々と進行した。

1988年11月8日、1986年に解任されたヤマーニ大臣の後を襲っていたヒシャーム・ナーゼル第3代石油鉱物資源相の手によって国営統括石油会社サウディ・アラムコが正式に設立され、これを以って旧アラムコの全面国有化が達成された。

また同年にはナーゼル石油鉱物資源相のイニシャティブにより、石油精製・製品販売部門を統括する国営『サウディアラビア精製販売会社』（『サマレック』、Saudi Arabian Marketing & Refining Company SAMAREC）がペトロミンの100%子会社として設立され、それまでペトロミンが保有、運営して来た石油下流操業部門の大部分を継承した。

『サマレック』設立に当ってナーゼル石油相は、国際石油市場における競争原理と同様の効果をサウディアラビア国内にも導入しようと考えたとされるが、結果的に所期の目的を十分には果たし得ぬままに1993年7月1日、国内石油産業大統合の名の下にサマレックはサウディ・アラムコに統合された。またこれと同時に、ペトロミンが国際石油会社と

²⁵ アラビア石油株式会社（前出）

50/50 ベースで操業を行って来た 3 ヲ所の国内合弁製油所の同社保有權益もサウディ・アラムコに移管された。

今やサウディ・アラムコ企業グループ全体のワークフォースは 60,000 名を数え、その 80%以上がサウディアラビア人によって構成されており、その残余を 30 か国籍を超える多国籍従業員が占めるといのように、事業の国有化のみに止まらず、所属従業員のサウディアラビア化も殆ど達成されている²⁶。

サウディ・アラムコ企業群の現在の構成については、図 1 『サウディアラビア石油産業機構図』にあるとおりである。

- 5 . 『サウディアラビア天然ガス・イニシャティブ』

2003 年 11 月 15 日、サウディアラビア政府は国際石油会社に同国内天然ガス部門を開放する初の天然ガス探鉱・開発契約に調印した。

英国・オランダ資本のロイヤル・ダッチ・シェル、フランスのトータル、サウディ・アラムコの間で締結された『南ルブ・アル・ハーリ天然ガス開発契約』(“ South Rub al-Khali (SRAK) Gas Development Agreement ”)と呼ばれるこの契約の下で、3 社は合弁操業会社を設立し、2004 年第 1 四半期よりルブ・アル・ハーリ砂漠(『死の砂漠』)南東部においてガス探鉱を開始することとなる。合弁出資比率はオペレーターのシェルが 40%、トータルとサウディ・アラムコがそれぞれ 30%で、探鉱期間は 3 段階各 5 年、契約期限は 2 5 年間である²⁷。

これに続き 2004 年 1 月 26 日から 28 日にかけて、世界最大のガワール油田南方地域の天然ガス探鉱、開発に関する国際入札の結果がアル・ナイーミ石油相によって発表され、同地域を 3 つに分割した内の A 鉱区權益が保有原油埋蔵量でロシア最大の石油会社ルクオイル(Lukoil)に、また B 鉱区が中国シノペック(Sinopec Corp.)の子会社 Sinopec International 社に、さらには C 鉱区がイタリアとスペインの ENI/Repsol 連合に、それぞれ付与された。今後いずれの鉱区においても、外国企業側はサウディ・アラムコと合弁を組み操業に当ることとなる。合弁出資比率は 3 鉱区とも外国側 80%、サウディ・アラムコ 20%となっている²⁸。

今般の新契約あるいは入札については、同国政府が 2003 年 7 月、わが国のアラビア石油、出光興産、国際石油開発、新日本石油開発、石油公団の 5 社を含む国際石油会社 40 社をロンドンに招き、旧計画を修正した南ガワール、ルブ・アル・ハーリ両地区での天然ガス開発計画への誘致を行っていた結果である。

これら新規プロジェクトで生産されるガスの輸出は認められておらず、すべて国内の発

²⁶ “Saudi Aramco 2001” (サウディ・アラムコ年次報告書 2001)

²⁷ Middle East Economic Survey (2003 年 11 月 24 日)

²⁸ Platt's Oilgram News (2004 年 1 月 28 日) Platt's Factiva (2004 年 1 月 28 日)
(財)中東経済研究所 中東研ニューズリポート (2004 年 1 月 29 日)

電、海水淡水化プラント向け燃料、あるいは石油化学原料に充てられることとなっている。これは、サウディアラビアが伝統的に、天然ガスを国際市場において自国産原油と競合するものと見て来たことによる。しかし、ごく最近になってアル・ナイーミ石油相がこの方針を見直すかのように、「ガス生産量が将来国内ガス需要を超えることとなれば、ガスを国際市場に輸出することもあり得るだろう」と発言しており²⁹、今後の展開が注目される。

また今回の契約では、石油が発見された場合もその処分権はアラムコに帰属する。但し、コンデンセートのみは輸出が容認されており、この点だけは従来からの国際石油会社側の強い要望が容れられた形となっている。

これら一連のガス開発プロジェクトの前身の『サウディアラビア天然ガス・イニシャティブ』（“Saudi Arabian Natural Gas Initiative” – 縮めて “SGI” あるいは “NGI”）と総称された計画の出発点は 1998 年 9 月、当時実質的に国王職にあったアブダラービン・アブドルアジーズ アル・サウード皇太子・第 1 副首相がサウード アル・ファイサル外相らとともに訪米、米国石油会社 7 社のトップと会談し、サウディアラビア石油上流部門への再投資、資金提供を求めたところにある。この会談に招聘された石油会社はエクソン、モービル、シェブロン、テキサコ、コノコ、アーコ、フィリップスの 7 社で、当会談に招かれなかったオクシデンタル、マラソン両社の首脳も後日、プロジェクト提案の提出を要請された。

そもそもこの会談は、国内に賦存するエネルギー資源の総合的開発、有効利用を自らの手によって行い、あるいは次世代への雇用創出を図るに当って、自国の慢性的資金不足がその障害となり兼ねぬことに大きな危機感を抱いたアブダラー皇太子自身が国際石油会社に対し資金の提供と協力を呼びかけた最初の行動であった。その際、国際石油会社による天然ガス上流部門参入の容認や、皇太子自身の 7 社首脳との直接会談について、アル・ナイーミ石油相など民間出身経済閣僚は、事前に意見具申を求められることはおろか、一貫して全くつんば棧敷に置かれたとされる程に、この件は偏えにサウード王家最上層部の高度の戦略的判断、決断とイニシャティブによって進められた。

当該会談において 7 社首脳は当初、国有化された石油資源に再び資金を提供するなどの協力を行うためには、まずサウディアラビア側から石油上流部門の再開放を含む然るべき条件を提示することが先決として、アブダラー皇太子の要請を一旦拒否したとされる。それに対し同皇太子より、石油上流部門への再参入は容認しないものの、他産業部門で各社がサウディアラビア側に何を求めるか、どのような事業に関心を持つかについて各個人に提案を出すよう要請が出され、結果的にこれに応えた石油会社側が 100 200 億ドル規模の天然ガス総合開発・利用計画提案を含む種々事業提案を個々に提出するに至った。当初はこれら提案の一部になおも石油上流部門再開放に拘泥し、あるいはそれを主張する計画提案が含まれたとされるが、サウディアラビア側にその意志が全くないことが明らかにな

²⁹ 2004 年 1 月、ハラド・ガス処理施設完成記念式典におけるアル・ナイーミ大臣発言。

るにつれ、計画対象は次第に天然ガス部門に収斂して行った。

その後当該提案要請の対象企業は欧州系石油会社に拡大され、さらにはわが国を含む欧米以外の国々に対しても同様の呼びかけが行われた。

爾後約5年間にわたり、国際石油会社（IOCs）側からサウディアラビア側に対して各社各様のプロジェクト提案がなされ、またそれと平行して IOCs/石油省、IOCs/アラムコ間の意見交換、打診が水面下で進行した。

その中で2000年1月に従来の『最高石油評議会』が再編成され発足したサウディアラビア『最高石油鉱物資源問題評議会』が翌2月、天然ガス開発、ガス化学、発電、海水淡水化など、同国内天然ガス資源の総合的開発利用を推進するために国際石油会社の協力、参入の促進を図ることを決定し、『サウディアラビア天然ガス・イニシャティブ』計画への環境が整えられた³⁰。これを受けて同国政府は同7月、総工費150～200億ドル超とされる同計画を打ち上げ、南ガワール、紅海沿岸、『死の砂漠』南東部の3地域を3つの『コア・ベンチャー地域』として、それぞれ中核となるべき国際石油会社を以下のように指定して交渉に入った³¹。

- ・ コア・ベンチャー 1： 南ガワール地区
ExxonMobil (35%), Shell (25%), BP (25%), Phillips (15%)
- ・ コア・ベンチャー 2： 紅海沿岸
ExxonMobil (60%), Marathon (20%), Occidental (20%)
- ・ コア・ベンチャー 3： 『死の砂漠』南東部シュアイバ地区
Shell (40%), Total (30%), Conoco (30%)

しかしながら、プロジェクト対象地域の資源量評価、プロジェクトそのものの経済性見通しや利益率の見方などについての政府/IOCs間の乖離が余りに大き過ぎたばかりか、石油上流部門への再参入はもちろんのこと、下記のような IOCs 側の重大関心事項に対するサウディアラビア側の対応が殆ど否定的に終始したこともあって交渉は難航し、2003年6月、アル・ナイーミ石油鉱物資源相は当該プロジェクトの交渉終了を宣言していた³²。

- ・ 高コスト、高技術の必要性に報いるに相応しい生産物への権益、処分権
- ・ ガス開発に付随して生産されるコンデンセートの処分権

(Petroleum Intelligence Weekly、2004年1月26日)

³⁰ Middle East Economic Survey (2000年2月21日)および Diamond Gas Report (2003年11月26日)

³¹ U.S. Department of Energy, Energy Information Administration “Saudi Arabia Country Analysis Brief (前出) および 最首公司 「巨大ガス開発に踏み切るサウジ」 (電気新聞2001年6月6日)

- ・ ガス開発成功に伴い玉突き的に余剰が出る A/L 原油のリフティング・ライト
- ・ 生産ガスを利用した発電、化学事業等実施の場合の供給ガス価格保証、等々

一旦撤回された同計画が急遽練り直され、早くも翌月に再浮上して来た背景には、サウディアラビア国内事情が大きく作用したものと考えられる。即ち、人口の急増と産業開発の進行に伴う電力・水需要の急上昇や、拡大を続ける石油化学産業向け原材料の確保に適切に対応し得るための時間的限界が差し迫っていたことから、この時点での計画実現、遂行が何としても必要と判断されたものであろう。

またさらには、イラク戦後復興の進捗に伴い、イラク国内石油産業、なかんずく同国石油上流部門の再建に国際石油会社の関心と資金が急傾斜して行き、サウディアラビアが忘れ去られてしまうことに同国政府首脳が大きな危惧を抱き、事を急いだとする見方も一部に存在するが、事実は定かではない。

- 6 . 日本・サウディアラビア関係とわが国のエネルギー安全保障

過去 20 数年にわたってわが国への石油供給国の第 1、2 位を占め続けて来たサウディアラビアがわが国のエネルギー安全保障戦略上、最重要国に位置し、わが国にとって『戦略的パートナー』ともいふべき同国抜きでのわが国のエネルギー安全保障がもはや考えられないことは自明である。

しかるに、ここ数年間の日サ両国間関係は 2000 年 2 月のアラビア石油利権失効のしこりを深く残し、ぎくしゃくしたままで、両国にとっては相互関係の修復、再構築が今や極めて重要かつ必須のものとなっている。そのような中で、日サ両国間関係修復への願望は 2000 年来サウディアラビア政府内部に広く潜在し、とくにサウード王家最上層部が抱くとされる、両国間関係を現状のまま放置することへの強い懸念は、現在のわが国の一部に存在する同様な懸念を遥かに凌駕するものと考えられる。

2001 年 9 月の米国中枢同時テロ発生以降、一方では米国内での反サウディアラビア、反アラブ感情の表面化と、他方では遅々として進展の見られぬパレスチナ情勢と対イラク戦争、戦後統治をめぐるサウディアラビア国民の反米感情の高まりとが交錯する中で、サウード王家最上層部内の不安が増幅こそすれ消え去ろうとしない現在こそ、わが国にとって日サ両国間の関係修復、再構築に自ら踏み出す絶好の機会である。

サウディアラビアが日本に期待するものは数多くあろうが、経済分野におけるその第 1 は、原油、石油製品の長期安定供給先たるわが国市場との連携を将来にわたって維持、確保することである。しかもそこには、同国が、周囲の状況さえ整えばわが国石油下流部門への参入機会を再び求めたいと現在も密かに関心を持ち続けていると私的に発言する複

³² U.S. Department of Energy, Energy Information Administration "Saudi Arabia Country Analysis Brief (前出) および 宮崎和作 「湾岸産油国における欧米石油会社の動向 - サウディアラビア」 (中東協力センター、2000年10月)

数の政府高官の存在もあり、この点には今後とも留意しておく必要がある。

もうひとつ、サウディアラビアがわが国に望むことは、自らの脱石油経済体制建設、次世代人材開発、次世代雇用の創出に資する共同投資機会、共同事業の日本側による提案である。この点に関しては、サウディアラビア側も共同投資機会発掘へのさらなる努力を自ら傾注すべきとの見方がわが国の側にあり、それはそれで一理あるが、そこはかつてアル・ナイミ石油鉱物資源相がある非公式の場で発言したように「将来サウディアラビアが日本を必要とする以上に、日本がサウディアラビアを必要とすることが必定」³³と見るならば、わが国の側から幅広い提案、協力を積極的に行うことがわが国エネルギー安全保障に資するところが大きいものと考えられよう。

．クウェイトの石油産業構造

- 1 . クウェイトにおける天然資源の帰属

クウェイトにおいては、サウディアラビアにおけると異なり、クルアーン（コーラン）による統治が法によって明確に定められてはいない。即ち、同国憲法はその第2条において「当国の宗教はイスラームであり、シャリーアは立法の主たる淵源である。」とする一方で、同第6条で「クウェイトにおける政体は民主制であり、その体制において主権はあらゆる権力の源泉たる国民に存する。」と定めている³⁴。この点が、立憲君主政治体制をとり、選挙制度を有するクウェイトの国家体制とサウディアラビアのそれとの大きな違いをもたらしている。

しかしながら、イスラームを国家の礎とする国である以上、クウェイトにあっても天然資源所有権の帰属については、自国領内に存在する天然資源はアッラーの神が下し給うた御恵みであり、その富を広く公正に自国民が享受できるよう、それらの資源を最大限有効に利用、運用し管理するのが国家の責務との考え方に変わりはない。即ち、クウェイト国憲法第21条は「天然資源のすべて、およびそれより得られる収入のすべては国家の財産であり、国家は国家安全保障の必要と国民経済を考慮して天然資源の保全と適正なる活用を遂行する」と規定している³⁵。

しかし、同国憲法制定の1962年当時、それ以前に締結され、国内的に合法的な利権協定に基づき操業中であった米英系のクウェイト石油会社³⁶（Kuwait Oil Company -- KOC、クウェイト本土陸上区域）、米国のアミノイル社³⁷（American Independent Oil Company -- Aminoil、中立地帯陸上区域）、およびわが国アラビア石油（Arabian Oil Company -- AOC、

³³ アル・ナイミ石油鉱物資源相とわが国某石油会社首脳との会談での発言（1998年5月）

³⁴ 日本クウェイト協会報 第203号（1999年9月）

³⁵ 同上

³⁶ 米国 Gulf Oil Corporation と英国 British Petroleum Ltd.による50/50の合弁操業会社。

³⁷ 米国独立系石油会社5社と2個人による合弁事業。

中立地帯海上区域)の3社については、その時点において新憲法の規定が遡及適用されるには至らなかった。

外国企業の保有になる国内石油操業権益の国有化をクウェイト政府が図り始めた 1975 年以降 1977 年末にかけ、クウェイト石油産業は、アラビア石油の分割地帯(旧中立地帯)海上半権益を除く上下流部門のすべてが国有化され、政府の管轄下に入り、1980 年 1 月のクウェイト石油公社(Kuwait Petroleum Corporation - KPC)創設とともに同社に移管された。さらにはアラビア石油半権益についても、2003 年 1 月、同利権協定の終了と技術サービス新契約³⁸への切り替えに伴い、同社が旧利権協定下で保有していたすべての権益は国家に返還された。

なお、1997 年来、クウェイト政府はイラクとの国境に近い北部・北西部 7 油田について、国際石油会社を中心とするコンソーシアムに開発を委託する『プロジェクト・クウェイト』("Project Kuwait")を提案、検討して来ており、政府・国民議会間での数年にわたる紆余曲折を経て、同計画はここに来て急速に具体化の様相を見せつつある。この場合も、プロジェクトの果実は憲法の規定に従い、あくまでクウェイト国に帰属するものとされている。同計画については後に詳しく述べる。

- 2 . 中東石油産業史におけるクウェイトの位置

1960 年、サウディアラビア、ベネズエラ両国が主導して創設した『石油輸出国機構』(Organization of Petroleum Exporting Countries - OPEC)に、時のサウディアラビア財政経済省石油鉱物資源局長アブダラー・タリーキの誘いに応じクウェイトが当初から参画したことが、後年の同国政府による自国内石油操業への経営参加、事業国有化への道に繋がって行ったとして過言ではない。

即ち、1950 年代後半から 1970 年代にかけて、産油国におけるナショナリズムの台頭と、自国内に外国企業が保有する石油権益の接收、国有化という大きな変革の動きが世界の石油産業を席捲し、殆ど一方的な産油国側の攻勢によって『テヘラン』、『ジュネーブ』、『リヤード』、『ジュネーブ』各協定が次々と締結されて行った時期にあって、クウェイトはサウディアラビアやアブダビ、カタールなどの『参加』志向型穏健路線とは一線を画し、比較的早くから国内石油産業国有化を達成していた帝政イラン、リビア、イラクなどの考え方や行動に触発され、自国内で操業する外国石油会社権益の接收、国有化を志向し、実行する側に立った。

しかしながら、1980 年代に入って産油国・消費国間に話し合いを求める気運が生まれ、世界の石油産業が産消対話と協調の時代に向うにつれて、クウェイトは巧みに方向転換し、サウディアラビアその他の大勢に順応する道を選択した。

1980 年代から 1990 年代にかけ同国石油産業を産消対決から対話へ、対話から協調へ

³⁸ アラビア石油株式会社 「クウェイトとの新契約」 (同社ホームページ 2003 年 1 月)

と率いたアリ アル・カーリーファ アル・サバーハ元石油相が、「対決と力による解決に終始した 1970 年代は、世界の石油産業にとって過去のものとなった。我々は協調と相互依存の世にあり、時の流れが後戻りすることはあり得ない。」と語ったことがある³⁹。クウェイトは今や、その石油・天然ガス上流部門を『プロジェクト・クウェイト』によって国際石油会社に再開放し、国際社会との協調、共存を追求する方向に踏み出している。

- 3 . クウェイトの石油政策と石油産業機構

クウェイトの石油、天然ガスおよび石油化学産業に関する政策 生産計画、投資計画、関連国営企業経営方針、同主要人事、価格政策などは、サバーハ アル・アハマド アル・サバーハ首相が議長を務める『最高石油評議会』(“Supreme Petroleum Council” - “SPC”)において策定、裁可され、ジャービル アル・アハマド アル・サバーハ首長による勅令の公布を以って発効する。個々の政策を適正かつ効果的に実行、実施する権限と責任はエネルギー相にあり、エネルギー相は職権によって中核国営石油会社『クウェイト石油公社』(KPC) の会長を務める。なお、『最高石油評議会』の構成については表 2 に示すとおりである。

クウェイト石油政策の根幹は、アッラーの民たる国民への神の御恵みであるその天然資源と莫大な石油収入を、可能な限り長期、数世代にわたって国家の利益と国民の福祉に最大かつ効果的に活用し、温存することにある。

石油資源の具体的な利用形態としては、原油販売一辺倒ではなく、それらを精製し付加価値をつけて販売、石油収入の極大化を図るとともに、最終的には末端のガソリン・スタンドに至るまでの利益追求と支配を確保することを、クウェイトは当初の政策目標とした。しかし、近年になってその石油政策は、既述のように、上流部門への外資導入とともに国内石油産業下流部門の民営化への道を辿り始め、統括石油会社 KPC 傘下の下流操業会社『クウェイト国営石油会社』(Kuwait National Petroleum Company KNPC)が全国に保有する 100 力所近くの給油所を民間資本に開放することを具体的に検討しつつある⁴⁰。

クウェイト石油政策、国家的指針のひとつとして特筆すべきは、その石油収入を経済性の高くない国内産業開発や海外投資事業に過剰に振り向け浪費することのないよう、石油収入の 10%を毎年、次世代、子々孫々のためのリザーブとして『次世代基金』に保全する一方、さらにまた一定部分を『クウェイト投資機構』(“Kuwait Investment Authority” “KIA”)を通じて海外運用に回すという、いわば金融立国志向の資産保全策が建国以来取られて来ていることである⁴¹。

³⁹ アリ アル・カーリーファ元石油相・筆者間の個人的会話における発言(1991年10月)

⁴⁰ アラビア石油株式会社(前出)および(財)中東協力センター『平成4年度石油流通合理化調査報告書』(前出)

⁴¹ (財)中東協力センター『平成4年度石油流通合理化調査報告書』(前出)

表 2. クウェイト最高石油評議会

(The Supreme Petroleum Council - SPC)

議長	サバーハ アル・アハマド アル・ジャービル アル・サバーハ (首長家一族、首相)
評議員	アハマド アブダッラー アル・アハマド アル・サバーハ (首長家一族、運輸通信相兼企画相兼行政問題担当国務相)
同	アハマド ファハド アル・アハマド アル・サバーハ (首長家一族、エネルギー相、クウェイト石油公社 (KPC) 会長)
同	ムハンマド サバーハ アル・サーレム アル・サバーハ (首長家一族、外相)
同	マハムード アブドルハーリク アル・ヌーリ (財政相)
同	アブダッラー アブドルラハマーン アル・タウィール (商工相)
同	サーレム アブドルアジーズ アル・サバーハ (首長家一族、クウェイト中央銀行総裁)
同	ハーリド ムハンマド ボウダイ博士 (実業家)
同	アブドルパーキー アブダッラー アル・ヌーリ (学生援護協会理事、元・教育相、元・厚生相)
同	アブドルラハマーン ラーシド アル・ハルーン (弁護士)
同	アブドルラハマーン サレハ アル・ムハイラン博士 (実業家、元・厚生相)
同	アリ ムハンマド アクバル博士 (?)
同	イマード ムハンマド アル・アティーキ博士 (クウェイト大学石油学部教授)
同	ヒシャーム スライマーン アル・オテイビ (実業家、元・商工相、元・クウェイト証券取引所会頭)
同	スライマーン ニスフ アル・オマーニ (前・石油省次官、元・日本クウェイト民間合同委員会事務局長)
同	ムーサ ジャファール マラフィー (実業家)

出典： クウェイト首長令 2002 年 8 月 25 日付および 2003 年 8 月 5 日付
(アル・カバス紙 2003 年 8 月 5 日、 翻訳：アラビア石油株式会社)

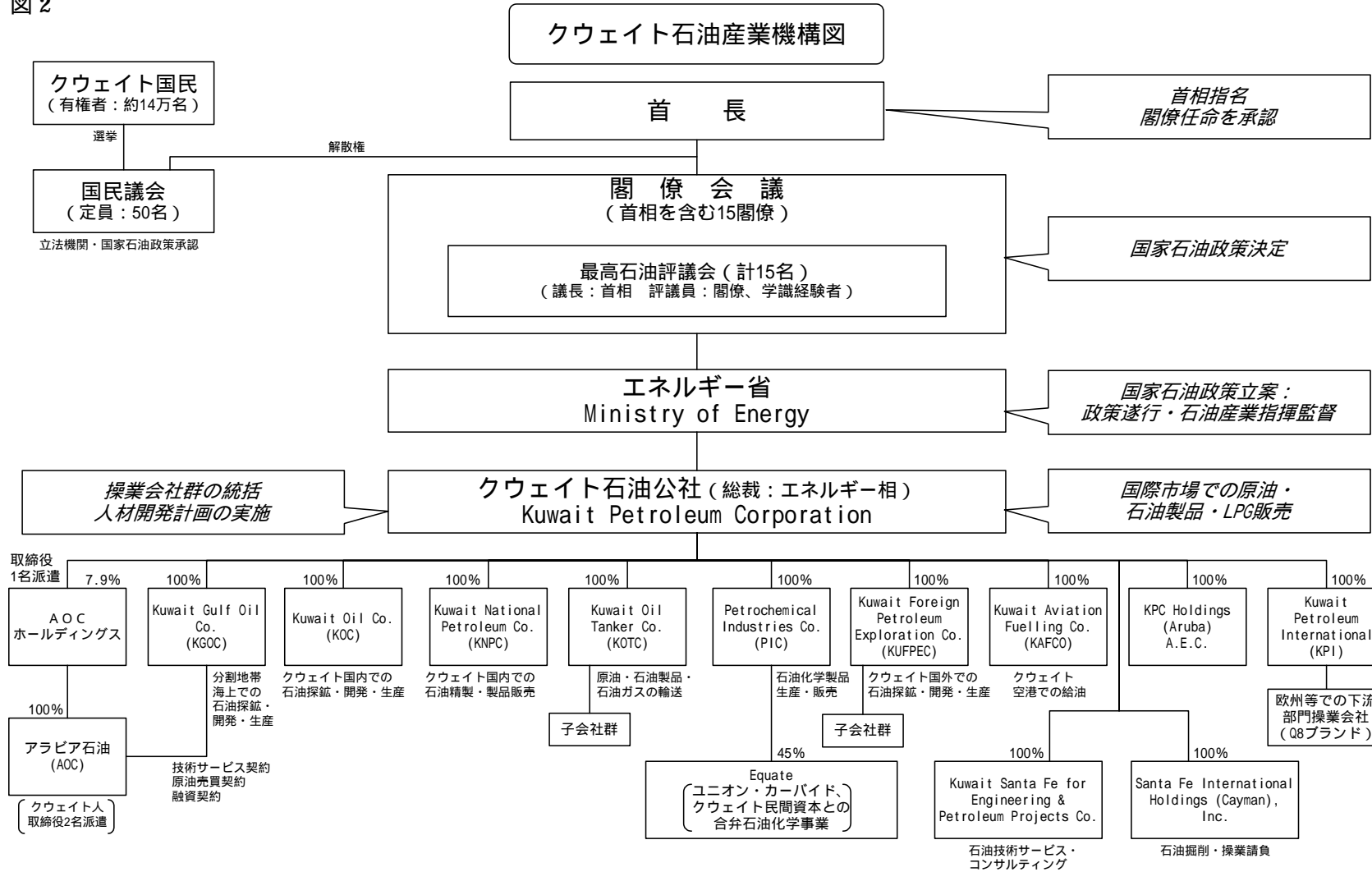
しかし、海外投資、資金運用から得られる収益を石油収入と同水準にまで高め、資源の最も有効利用と温存に役立たせるべく過去四半世紀以上にわたって維持されて来たこの

政策は、1990年のイラク侵攻とその後始末という思いがけぬ事態に遭遇し巨額の海外資産の取り崩しを余儀なくされた。即ち、イラク侵攻直前まで1,000億ドル以上あった外貨準備が1991年の解放後既に350億ドルに低下してしまっていた⁴²。その上、世界的不況と低金利の影響を受けて投資配当収入がずっと激減して来ており、昨今の原油価格高止まりによる収入増を勘定に入れても、当分は石油増産、高価格水準維持に傾斜した石油政策を追求して行かざるを得ない状況にある。

現在のクウェイト石油産業機構の詳細は図2に示すとおりである。

⁴² (財)日本エネルギー経済研究所 『平成13年度石油資源開発等支援に関する調査報告書 - クウェイト石油上流部門への直接投資可能性に関する調査』 (2001)

図 2



- 4 . クウェイト石油産業概史

1930年代初頭、天然真珠の交易が唯一最大の産業で主要な外貨収入源であったクウェイトは、深刻な経済危機下にあった。それは当時、御木本幸吉翁が真珠の人工養殖技術開発に成功、これによって日本製養殖真珠が世界の宝石市場に徐々に浸透し、クウェイト、バハレーン沖合で採取される天然真珠の需要を駆逐したことがその主たる理由で、その頃まだ英国の保護領であったクウェイトの首長、アハマド アル・ジャービル アル・サバーハ侯(ジャービル アル・アハマド アル・サバーハ現首長の父君)は、新しい収入源を探す必要に迫られていた⁴³。

時に1927年10月、イラク王国キルクーク北方のバッバ・グルグル地区で大量の石油が自噴し、またバハレーンにおいても1932年5月、石油が発見されていた。これを知ったアハマド首長が石油を新収入源とすることに考え付くには長時間を必要としなかった。米国メロン財閥が保有するガルフ石油と英国のアングロ・ペルシャ石油(後のアングロ・イラニアン石油、今日のBPの母体)が1933年に設立した50/50合弁会社『クウェイト石油』(Kuwait Oil Company – KOC)が、カリフォルニア・スタンダード石油のサウディアラビア石油利権獲得に遅れること約1年半の1934年12月、アハマド首長から中立地帯を除くクウェイト全土にわたる石油利権を付与された⁴⁴。

クウェイトにおける探鉱作業は1935年に始まり、サウディアラビアで石油が発見されるわずか数週間前の1938年2月、クウェイト石油会社は南東部ブルガン地区で、現在のブルガン油田となる巨大油田を掘り当てた。ここに、クウェイトの石油産業が誕生した。

第2次世界大戦が深まり軍事面での石油需要が増大するにつれ、イギリス側の主導で米英両国の軍事関係者の間から「中東での石油生産を石油会社の自由に任せるのではなく、米英両国が共同でコントロール」すべきとの見解が浮上して来た。その後両国政府間の激論と国家エゴの衝突に起因する紆余曲折を経て、時の英国首相ウィンストン・チャーチルの命を帯した英国のワシントン駐在大使、ハリファックス卿がフランクリン・ルーズベルト米国大統領と会談しこの問題を協議するに至った。この会談でルーズベルト大統領は「ペルシャの石油は英国のもの、サウディアラビアの石油は我々のものとする。イラクとクウェイトの石油は分割しよう。」と提案したとされる⁴⁵。この提案が具体化したか否かの歴史的検証はさておき、その考え方は明らかに、在来のやり方とは形態を少々異にし、米英両国の代表的石油会社が当初から50/50合弁を組みクウェイトでの石油利権操業に乗り出すという思想と同じ軌道上にあり、それはまた後年の国際石油会社による地球規模の石油カルテル結成に繋がる発想でもあった。

さらにもうひとつの『クウェイト石油権益の分割』がガルフ石油とロイヤル・ダッチ・シェル・グループの間で水面下で進行し、やがて具体化した。即ち、クウェイトに原油を

⁴³ ダニエル・ヤーギン (前出)

⁴⁴ 同上

⁴⁵ 同上

持つものの市場がなかったガルフと、当時中東の石油との接点を殆ど持たなかったシェルの双方の利害が一致し、クウェイト石油利権協定の裏側でのほぼ無期限の原油売買協定締結によって、シェルはガルフがクウェイトに持つ確認埋蔵量の4分の1を間接的ながら実質的に保有することとなった。

この協定にはさらにユニークな取り決めが導入されていた。それは、生産原油がシェルの手に渡るに当たって原油価格に基づく決済を行わず、後年『ネットバック価格』と呼ばれることになる、最終販売価格から全経費を差し引き利益を双方で折半するという新しい価格決定方式が採用されたことである⁴⁶。

この後1940年代から1950年代は、とくにクウェイトにとっては中立地帯をめぐる動きが目立った時期であった。即ち、1948年から1949年にかけて、米国独立系中小石油会社5社と2人の米国人個人投資家から成る石油コンソーシアム、『アミノイル』(AMINOIL American Independent Oil Company)が中立地帯陸上区域のクウェイト半権益に基づく石油利権を、また米国のゲッティ石油(Getty Oil Company)が同じくサウディアラビア半権益石油利権をそれぞれ獲得し、時をあまり措かずして1953年、石油の発見に成功していた。

さらに1950年代後半には、わが国のアラビア石油が中立地帯海上石油利権に係る半権益をまず1957年12月にサウディアラビアから、次いで1958年7月にクウェイトから、それぞれ取得し、1960年1月、試掘第1号井で出油に成功した。当時、隣接するアラムコが石油を掘り当てたのが試掘に着手後約3年、11坑目、アミノイル、ゲッティ両社も3年あまりを要して6坑目ようやく石油を発見したということからすると、アラビア石油が初めての試掘で出油を見たということは驚くべき成功であった⁴⁷。これ以来、『中立地帯』の石油ポテンシャルが世界石油産業の注目を浴びることとなる。

クウェイトが国内石油操業会社への経営参加をめぐって徐々に対決姿勢を強め始めたのは、1970年代に入ってからであった。1972年末、サウディアラビア、アブダビ両国政府とそれぞれの操業会社が『リヤード協定』に調印し、カタールが翌年1月にこれに続いた。しかし、クウェイトでは政府が1973年1月に同協定に調印したのに対し、後に1976年にジャービル首長によって解散させられることとなった先鋭的な国民議会が『リヤード協定』を「合意内容、条件が甘すぎる」としてその批准を否決してしまった。

国民議会の急進的姿勢に後押しされたクウェイト政府は同年夏からガルフ、BP両社との間でKOCへの事業参加比率引き上げに向けた交渉に入り、1974年1月、60%参加を定めた協定に双方が調印した。これに続いて同国政府はアラビア石油とも同様の交渉を行い、同年8月に合意が成立、覚書が締結された⁴⁸。

⁴⁶ 同上

⁴⁷ アラビア石油株式会社 『アラビア石油』 (1968) および 同 『湾岸危機を乗り越えて - アラビア石油35年の歩み』 (前出)

⁴⁸ 同上

クウェイトはその後、経営参加からさらに接收、国有化へと急速に進み、KOC におけるガルフ、BP 両社の権益は 1975 年に、またアミノイルの中立地帯半権益は 1977 年に、それぞれ完全国有化された。しかるにアラビア石油の中立地帯におけるクウェイト半権益については最後まで国有化されることなく、2003 年 1 月に利権協定が終了し技術サービス新契約に移行するまで、60%参加協定下での操業が維持された。

当時十分に急進的であった筈のクウェイトがこの時何故アラビア石油権益の国有化に踏み切らなかったかについては、サウディアラビアに対する遠慮であるとか、サウディアラビア側に説得されて接收を断念したとか、あるいは同じアジアの『ビッグ・ブラザー』⁴⁹たる日本にクウェイト首脳部が抱いていた敬意と親近感から来たものとかの諸説があるが、真実はつまびらかではない。

1980 年 1 月、政府の 100%出資によってクウェイト石油公社 (KPC) が設立され、中立地帯のアラビア石油権益を除くすべての国内石油操業会社、石油関連事業および海外投資事業会社を統合し、クウェイトの石油産業部門は極めて一元的な総合石油産業組織に再編成された⁵⁰。KPC 設立に至るまで個別独自に活動していた KPC の傘下に統合された主な企業は以下のとおりである。

*Kuwait Oil Company (KOC) 石油上流部門操業

*Kuwait National Petroleum Company (KNPC) 石油精製、国内製品販売

*Petrochemical Industries Company (PIC) 石油化学部門操業

*Kuwait Oil Tanker Company (KOTC) 油送部門操業

1990 年 8 月のイラクによる侵攻と約 7 ヶ月にわたった占領、戦争に際しイラク軍が行った破壊行為によって、クウェイト国内の殆どすべての油田と 700 を超える油井、あらゆる石油生産施設が壊滅的な損害を被った。これら諸施設の損害度調査、ダメージを受けた油層の解析、再評価および施設復旧作業計画の策定などのため、1991 年に KPC は国際石油会社 4 社を起用して共同作業を開始した。委託を受けた石油会社は BP、シェブロン、アモコ (後に BP と合併) 、コノコで、後にはエクソンも招請されて参入した。

湾岸戦争終結後も依然として北方からの脅威であり続けるイラクに対する安全保障確立を主たる理由とし、未着手油田の開発推進、原油増産達成を第 2 の理由として、北部国境周辺部鉅区を欧米石油会社に開放し、開発を委託する考え方が 1993 年から 1995 年にかけて、政府上層部、石油産業関係者、国防関係者の間で浮上した。それは、このプロジェクトに基づく欧米石油会社のイラク国境周辺部油田地域における物理的プレゼンス自体

⁴⁹ アラブ世界ではしばしば、例えば先駆者、偉大な先輩、長兄など、尊敬や畏怖の念を持って見るに値する相手のことをこのように表現する。

⁵⁰ (財)中東協力センター 『平成 4 年度石油流通合理化調査報告書』(前出)

が自国をイラク再侵攻の脅威から守る安全保障となる、との考えによるものであった⁵¹。

これこそが後の『プロジェクト・クウェイト』の始まりであった。その後この計画は国民議会での論議の中で、国内政治上の思惑も交えた賛否両論にもみくちゃにされ迷走したが、2003 年になって再浮上して来ている。本計画の詳細は後章に譲る。

1990 年代にクウェイト石油関連産業部門で起こった特筆すべき新展開は、米国化学会社ユニオン・カーバイド、KPC の 100% 子会社のクウェイト石油化学工業公社 (Petrochemical Industries Company PIC)、およびクウェイト民間資本のブビヤン石油化学 (Bubiyah Petrochemical Company) の 3 社による同国内初の大型国際合弁石化プロジェクト、『エクウェイト石油化学』(Equate Petrochemical Company、略して“EQUATE”)が 1995 年に設立され、1997 年 11 月に操業を開始したことである⁵²。このプロジェクトの成功は、イラクによる侵攻のショックから立ち直り、石油関連産業の対外再開放を含む自国安全保障の根本からの見直しを図りつつあったクウェイト政府にとっては、格好の追い風となった。

- 5 . 『プロジェクト・クウェイト』

上述のように、そもそも『プロジェクト・クウェイト』の考え方は対イラク安全保障の観点から発している。

1990 年 8 月のイラクによる侵攻から 1991 年 2 月にかけての湾岸戦争によってその国土と石油産業を徹底的に破壊された経験に基づき、自国の対イラク安全保障をどのようにして確立するかが、人心が落ち着きを取り戻し戦後復興と国家の再建が始まった 1992 年当時、クウェイト指導層と政府上層部、国民議会に共通する最大の関心事であった。その中から、石油上流部門に国際石油会社の技術と資金を再び導入しようとの論議が 1993 年に始まったが、その背景には次の 2 つの大きな動機があった。

即ち、その第 1 には、クウェイト首長家、アル・サバーハ家にとって、西欧同盟国から最大限の政治的、軍事的支援を得て自国をイラクの再侵攻から守ることが喫緊の要であった。一説によると、当時「米国石油会社をクウェイトの石油上流部門に参入させることが国家安全保障にとって大きな助けになる」との示唆、助言が米国ホワイト・ハウス筋からもたらされ、首長家トップに何よりも魅力的に映ったものという⁵³。

第 2 に、KPC とその傘下の上流部門操業会社 KOC にとっては、イラクによるすさまじいまでの施設破壊の修復作業、損壊度の把握だけでも手いっぱいのところへ、新規油田開発の追加は既にその操業管理能力、技術力を遥かに超えるものであったとされる。

⁵¹ 宮崎和作 「湾岸産油国における欧米石油会社の動向 - クウェイト」 (中東協力センター、2000 年 10 月)

⁵² Kuwait Petroleum Corporation 活動紹介小冊子 (2002)

宮崎和作 「湾岸産油国における欧米石油会社の動向 - クウェイト」 (前出)

⁵³ (財)日本エネルギー経済研究所 『平成 13 年度石油資源開発等支援に関する調査報告書 - クウェイト石油上流部門への直接投資可能性に関する調査』 (前出)

そこで政府は 1994 年、生産原油が国家に帰属するとの憲法上の規定を犯さない範囲内での石油上流部門の国際石油会社への開放を決定したが、これが当時国民議会で大きな力を持っていた資源温存ロビーと民族主義グループからの強烈な反発、抵抗を呼んだ。その後数年間にわたり、政府・国民議会間の『プロジェクト・クウェイト』をめぐる論争は、これを推進しようとしたサバーハ アル・アハマド第 1 副首相（現首相）と反対派のアハマド アル・サアドゥーン国民議会議長の面子が絡んだ個人的確執、多数の議員の個人的利害などが輻輳して政府・国民議会間に大きな亀裂を生み出すこととなって、同計画は殆ど頓挫してしまった⁵⁴。

同プロジェクト出発当初の計画概要は次のようなものであった⁵⁵。

- ・ 国際石油会社の協力を得て、2・3 次回収法などの最新油田技術を導入し、国内北部、北西部既存 7 油田の確認可採埋蔵量の増加、生産効率の向上を図る。
- ・ 現在生産量約 40 万 BD を 10 年間で 125 万 BD まで増産する。
- ・ オペレーター 1 社を中心にすべてが国籍の異なる 3 社でコンソーシアムを形成し、操業に当る。
- ・ 当初必要資金を国際石油会社側が負担する。
- ・ 国際入札により操業者を決定する。

2002 年秋になって『プロジェクト・クウェイト』が再び浮上した理由は、サウディアラビアの『天然ガス・イニシャティブ』の場合と同様に、イラク戦後復興が進むに連れ国際石油会社の関心がイラクに移って行くことに、クウェイト政府首脳や石油産業関係者、さらには、現在は往時より穏健化している国民議会の同計画推進派グループなどが共通して大きな懸念を抱いたところにある。

2004 年 1 月になって、同計画は「現在 KPC/KOC と 4 つの国際石油会社コンソーシアム 中核企業はそれぞれエクソン・モービル、シェブロン・テキサコ、コノコ・フィリップス、BP との間で交渉が行われて来ている」が「利益率の問題で双方間の差が大きく、交渉は実質的に暗礁に乗り上げた状態にある」と、クウェイト国内紙アル・カバスが報じた。しかし、ナーデル・スルターン KPC 副会長兼 CEO は国営クウェイト通信を通じてこの報道を全面的に否定、「個別直接交渉を行う考えはなく、すべては公開入札とする。これまでには国際石油会社側に契約書案、財務条件などの資料を提示したのみであり、国際石油会社側からの反応やコメントを社内委員会で検討しているところ」としている⁵⁶。

本計画実現の見通しとの関連では、同国内関係者が危惧するとおり、参画石油会社にとってはクウェイトにおけるそれよりも恐らく経済的に旨み大きいであろうイラク石油・

⁵⁴ 同上

⁵⁵ 同上

⁵⁶ Arab Oil & Gas (2004 年 1 月 16 日)

天然ガス大規模開発との競合が考えられる。その上、イラクが解放された現在にあつては、本計画出発当初の対イラク安全保障という本来の戦略的意義が殆どその価値を失ってしまっていることもあり、経済条件面でのクウェイト側の思い切った譲歩がない限り、見通しはかなり厳しくなるものとせざるを得ない。

- 6 . 日本・クウェイト関係とわが国のエネルギー安全保障

先述のように、わが国エネルギー安全保障の観点から見たクウェイトの戦略的重要性は他の湾岸産油大国 サウディアラビア、イランなど に比べさほど高いとは言えないが、下記の4点との関連において、わが国にとってクウェイトは今後とも連携を維持し、深めて行くべき国であり続けるであろう。

即ち、第1に、アラビア石油がクウェイトとの技術サービス、原油売買両契約を通じてアクセスを持つ分割地帯の原油・天然ガス資源の存在はわが国にとって極めて貴重かつ価値あるものである。従って、まずは2008年に終了する同社のクウェイトとの現行契約を何らかの形でわが国側に可能な限り有利に、またできるだけ長期にわたって更新することが求められる。

第2には、分割地帯海上区域に賦存する未開発のドゥラ油ガス田は天然ガス資源を欠くクウェイトにとって貴重であり、その開発にわが国が協力することが今後の両国関係の深化に資することは間違いない。

第3に、わが国が新生イラク石油・天然ガス部門への参入を考え、あるいは投資、通商面でのイラク市場進出を求めるならば、クウェイトは現在も将来にわたってもその恰好のゲートウェイに位置するばかりか、同国・イラク間の歴史的・地縁、部族的・人的関係などは、クウェイトをベースに対イラク進出を図る者に有利に働くであろう。

また、シーア派優勢の新生イラクに進出するに当っては、国内に25%近くのシーア派人口を有しシーア派との『付き合い方』を心得るクウェイト人は、わが国にとって心強い味方となり得よう。

そして第4に、クウェイト国内および分割地帯の残存石油埋蔵量のかなりの部分が重質原油(API比重20度台)乃至は超重質原油(同10度台)と見込まれることから、将来世界的に生産原油の重質化傾向が強まるとともに中国を中心とする対湾岸諸国産原油需要の高まりが予想される中、わが国が軽質原油合成(“Upgrading”)技術をクウェイトなどの諸国に提供し同地帯産原油の市場競争力強化に協力することもまた、わが国のエネルギー安全保障確立に資することとなる。

『中立地帯』、『分割地帯』と『不可分割半権益』

1. 『中立地帯』

第1次世界大戦後の1922年12月2日、サウード王家が支配するネジド王国(後に『サウディアラビア王国』)の王、アブドルアジーズ イブン・サウード(後に初代サウディアラビア国王)と、英国保護領クウェイトを代表するイギリス人政務代表⁵⁷との間で、元々国籍や国境の概念を持たない地域遊牧民がパスポートを携帯せず、家畜とともに自由に入力できる領域として、双方側が「平等の権利、権益を有し、管理する『中立地帯』(“Neutral Zone”)」を設けることに合意する『オカイル境界線協定』が締結された⁵⁸。

その後1953年、サウディアラビア、クウェイト両国は中立地帯沖合海域に関して大陸棚宣言を相次いで行い、同海域海底の地下資源に対し両国が「不可分の半権益」を有することを相互に確認した⁵⁹。「不可分の半権益」については後述する。

- 2. 『分割地帯』

1965年7月、両国は中立地帯を領土的、政治的、行政的に南北に分割し、南半をサウディアラビアに、北半をクウェイトにそれぞれ併合することで合意し、1970年6月に実施した。この結果、アラビア石油の操業基地、アル・カフジ陸上地域はサウディアラビアに属することとなる一方、アミノイル、ゲッティ両社が操業するワフラ地区はクウェイト領となった。この時から、前『中立地帯』を『分割地帯』(“Partitioned Neutral Zone - PNZ”あるいは“Divided Zone - DZ”)と公式に改称し、両国本来の領土部分と区別することとした。しかし、この地域の天然資源に対する共通の権益は分割されず、それまでどおりとされた⁶⁰。

この時には領土的に分割されずに残された海上地域についても、2002年にそれぞれの領海を定める境界線合意が成立したのを機に分割された。しかし、同地帯陸海域に賦存する天然資源に関しては陸上と同様に「不可分の半権益」の概念が踏襲され、現在に至っている。

- 3. 『不可分割半権益』と『半権益操業』

『オカイル境界線協定』が締結された時点においてはアラムコによる石油発見もまだ遠い先のことで、同協定でも、賦存する天然資源の所有権、処分権などは全く想定されていなかった。従って、そのような概念に繋がり得る条項としては、単に「両国が同等の権利(“equal rights”)を保有する領域」との一般的規定がなされたのみであった。

⁵⁷ “Political Agent”と呼ばれ、自領域に関わる最終的行政権限を与えられていた。

⁵⁸ Edward Hoagland Brown “The Saudi Arabia Kuwait Neutral Zone” (The Middle East Research and Publishing Center, Beirut, Lebanon; 1963)

⁵⁹ アラビア石油株式会社 『Al - Khafji - 操業基地の概要』 (1998)

⁶⁰ 同上

両国が共有する『中立地帯』において享受する『不可分割半権益』(“undivided one-half interest”)の概念は、思いがけないところから生まれた。即ち、アラムコによる石油発見があった数年後、1942 年に両国間で締結された『逃亡犯引渡し協定』に規定された、中立地帯に逃亡した犯罪人の逮捕、訴追および罪刑に関する「両国間の平等な権利義務」を定めた条項の考え方が、その後、賦存天然資源の権益を含む中立地帯のあらゆる両国権益について援用されるよう、法解釈が拡大されたものである⁶¹。この規定は爾後当分の間、『不可分割半権益』に繋がる唯一の明文規定となった。

『不可分割半権益』(“Undivided one-half interest”)とは、石油でいえば、中立地帯の地中に賦存し、そこから生産され、輸出されるすべての原油の各 1 バレルについて、サウディアラビア、クウェイト両国が常にそれぞれ 50%の権益を共有するとする考え方である。即ち、かつてのアラビア石油のように、サウディアラビア、クウェイトの両国から得た利権に基づき中立地帯で操業する会社が保有、生産し、輸出する石油各 1 バレルからあがる収益に対しては両国がそれぞれ 50%ずつ平等の権利を同時に有する一方で、現在のサウディ・テキサコのようにどちらか 1 国から利権を得ている場合は、もう一方の国から利権を得た会社との間で、最終的にそれぞれが生産、輸出した原油を合計し、両国・両社間でそれぞれ折半することとなるものである。

分割地帯におけるサウディアラビア・クウェイト『不可分割半権益』に基づく石油操業の現在の状況は、まず、陸上区域については、サウディアラビア側では 1949 年来の旧・ゲッティ石油利権を企業買収により 1984 年に継承したテキサコ(現在はシェブロン・テキサコ)が、サウディアラビア側『不可分割半権益』に基づき 100%権益を保有する伝統的石油利権型の操業を行っている。同陸上区域のクウェイト『不可分割半権益』に基づく操業については、旧利権保有会社のアミノイル権益をクウェイト政府が 1977 年に国有化して以来 KPC 傘下の KOC が権益を引き継ぎ、ゲッティ/KOC 両社が共同操業を行っている。

一方、海上地域については、アラビア石油が保有していたサウディアラビア半権益が利権失効とともに同国政府に返還されて以降、同権益はアラムコの 100%子会社、『アラムコ湾岸操業会社』(Aramco Gulf Operations Company AGOC)に引き継がれた。また、これもアラビア石油が保有していたクウェイト半権益に関しては、2003 年、同社クウェイト利権協定の終了に伴い同権益が政府の手に移管され、KOC の子会社、『クウェイト湾岸石油会社』(Kuwait Gulf Oil Company KGOC)がこれを継承してオペレーターとなった。現在の分割地帯海上地域における石油操業は、AGOC、KGOC の両社をオペレーターとする共同操業の形を取っており、アラビア石油は KGOC との間に技術サービス契約を締結した契約事業者の立場にある。

その他分割地帯石油操業についての詳細は、表 3 および図 3 に示すとおりである。

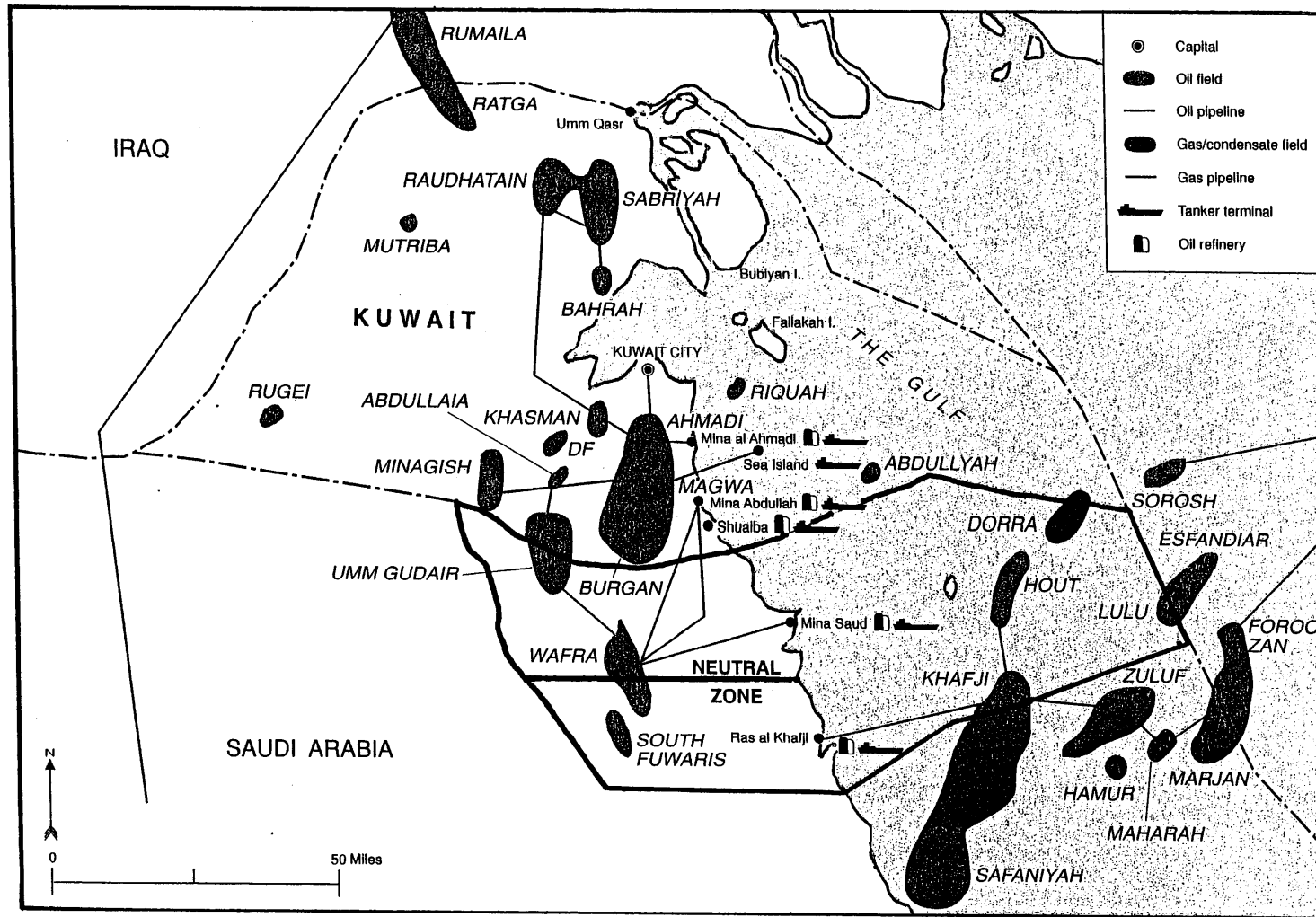
お問い合わせ：ieej-info@tky.ieej.or.jp

⁶¹ Edward Hoagland Brown (前出)

表 3. 「サウディアラビア・クウェイト分割地帯」(旧「中立地帯」) 石油・天然ガス資源賦存状況 および 石油操業関連データ

	陸 上 区 域		海 上 区 域	
	サウディアラビア半権益	クウェイト半権益	サウディアラビア半権益	クウェイト半権益
現在の権益保有者 (旧権益の状況)	ChevronTexaco (1949年来 Getty保有の利権を合併継承)	クウェイト政府 (1977年、Aminoil 保有の利権を国有化)	サウディアラビア政府 (2000年、アラビア石油保有の利権失効)	クウェイト政府 (2003年、アラビア石油との新契約に移行)
現権益保有の形態	伝統的な石油利権協定 (100%権益)	国有	国有	(アラビア石油は技術サービス契約事業者)
現在のオペレーター	Saudi Arabian Texaco	Kuwait Oil Company (KOC)	Aramco Gulf Operations Company (AGOC)	Kuwait Gulf Oil Company (KGOC)
同上権益保有期限	2009年に利権協定が終了	—	—	アラビア石油の現契約は 5年契約、更新期限：2008年1月
残存可採埋蔵量	原油 (ほぼ全量が重質、超重質原油) 25億 bbls 超		原油 (カフジ+フート+未開発油田 -- 重質原油主体) 60億 bbls 天然ガス (ドゥラ油ガス田) 5.6兆立方ft (原油換算概算 11億 bbls) 石油随伴ガス (全油田) 3.0兆立方ft (原油換算概算 6億 bbls) コンデンセート (ドゥラ油ガス田) 2億 bbls *カフジ油田の残存可採埋蔵量は世界主要油田中第4位 (2000年末現在)	
石油生産能力 (現有)	原油 (ワフラ原油+イオシン原油+群小油田原油) 30~40万 bpd		原油 (カフジ油田+フート油田) 40万 bpd	
石油生産量	両半権益 合計 28万 bpd (2001年)		両半権益 合計 26万bpd (2002年)	
石油生産搬出施設能力	ミナ・アル・ズール (クウェイト) 原油単体輸出専用 4万 bpd ミナ・アブダラー (クウェイト) 合成原油輸出可 n.a.		ラス・アル・カフジ (分割地帯) 40万 bpd (原油2種、特殊原油、ナフサ、重油輸出可)	
石油精製施設能力	ミナ・アブダラー製油所 (KNPC) に原油分解 (合成軽質原油製造) を委託 ミナ・アル・ズール製油所 (テキサコ) はイラク侵攻時に破壊され未復旧		ラス・アル・カフジ (分割地帯、簡易製油所) 3万 bpd	
わが国の原油輸入量	両半権益 合計 4万 bpd (2002年、合成軽質原油を含む)		両半権益 合計 13万bpd (2002年)	

図 3. 旧中立地帯（分割地帯）およびクウェイトの油田・石油関連施設



Source: Petroleum Economist

[参考文献]

- 「アラビア石油」 (アラビア石油株式会社、1968)
- 「Al-Khafji - 操業基地の概要」 (アラビア石油株式会社、1998)
- 「王と石油資本の砂漠外交 - アラビアの石油開発史」 宮下二郎 (石油文化社、1991)
- 「石油の世紀 支配者たちの興亡」 ダニエル・ヤ-ギン (日本放送出版協会、1991)
- 「セブン・シスターズ」 アンソニー・サンブソン (日本経済新聞社、1976)
- 「ヤマニ 石油外交秘録」 ジェフリー・ロビンソン (ダイヤモンド社、1989)
- 「湾岸危機を乗り越えて - アラビア石油 35 年の歩み」
アラビア石油株式会社 (1998)
- 「湾岸戦争」 トーマス・B・アレン他 (角川書店、1991)
- 「平成 4 年度 石油流通合理化調査報告書 -- 中東主要産油国の石油産業組織・
人物と今後の石油政策に関する調査」 財団法人・中東協力センター (1993)
- 「平成 13 年度 石油資源開発等支援に関する調査報告書 (クウェイト石油上流
部門への直接投資可能性に関する調査)」
財団法人・日本エネルギー経済研究所 (2001)
- 「湾岸産油国における欧米石油会社の動向」 宮崎和作
(財団法人・中東協力センター、2000)
- “Aramco and Its World – Arabia and the Middle East”
Arabian American Oil Company (1980)
- “Discovery !” Wallace Stegner (Export Book, 1974)
- “Kuwait Country Analysis Brief”
U. S. Department of Energy, Energy Information Administration (2003)
- “Politics and World Oil Economics – An Account of the International Oil Industry
in its Political Environment” J. E. Hartshorn (Frederick A. Praeger, 1967)
- “Power Play” Leonard Mosley (Random House, 1973)
- “Saudi Arabia Country Analysis Brief”
U. S. Department of Energy, Energy Information Administration (2003)
- “Saudi Arabia in the 1980s – Foreign Policy, Security, and Oil”
William B. Quandt (The Brookings Institution, 1981)
- “Saudi Arabian Energy Oil Information”
U. S. Department of Energy, Energy Information Administration (2002)
- “Saudi Aramco and Its World – Arabia and the Middle East”
Aramco Services Company (1995)

“The Saudi Arabia Kuwait Neutral Zone” Edward Hoagland Brown

(The Middle East Research & Publishing Center, 1963)

“The World Factbook 2002 – Kuwait” U. S. Central Intelligence Agency (2003)

“The World Factbook 2003 – Saudi Arabia” Ditto (2003)

“The Universe of Oil” Melvin A. Conant

(Canadian Energy Research Institute, 1999)

“Kuwait Petroleum Corporation -- Annual Report 2001-2002”

“Saudi Aramco 2001” (サウディ・アラムコ年次報告書 2001 年)

Arab Oil & Gas Geopolitics of Energy

Middle East Economic Digest (MEED) Middle East Economic Survey (MEES)

Petroleum Intelligence Weekly (PIW) Platt's Oilgram News

中東経済研究所ニューズレター 中東協力センター・ニュース

日本クウェイト協会報 日本サウディアラビア協会報

[その他の情報源]

アラビア石油株式会社ホームページ クウェイト石油省ホームページ

サウディアラビア石油鉱物資源省ホームページ

Kuwait Petroleum Corporation (Far East) K.S.C.

Saudi Petroleum , Ltd.

日本クウェイト協会

日本サウディアラビア協会